

写

雇児総発第0331004号
平成20年3月31日

各 都道府県
指 定 都市 児童福祉主管部(局)長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について

保護者が児童に必要な医療を受けさせることを怠る医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な被害が生じ得る場合に対して、親権喪失宣告の申立てを行う事例などが見受けられることから、今般、このような事例について、現行法において対応可能な手続を整理したので、その内容をご了知いただくとともに、管下の児童相談所並びに管内の市町村及び関係団体に周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 対象となる事例

医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な被害が生じ得る事例が対象となる。なお、児童の精神に重大な被害を与える事例についても対象になり得る。

2 具体的手続

1に該当する事例については、

- ・児童相談所長による家庭裁判所に対する親権喪失宣告の申立て
- ・親権喪失宣告の申立てを本案とする、保全処分としての親権者の職務執行停止・職務代行者選任の申立て

を行い、保全処分が命じられることにより、職務代行者が保護者に代わって児童に医療を受けさせることが可能となるものである。

なお、家庭裁判所における円滑な審理に資するように、適時適切な審判申立て等を行うよう努めるとともに、日頃から家庭裁判所との間で、この種の事件を家庭裁判所に申し立てるに当たっての留意点、審判手続上の問題点、調査及び審理に関する留意点等について協議しておく必要がある。

(1) 親権喪失宣告の申立て

- ① 申立権者

民法第834条においては、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求により、その親権の喪失を宣告することができることとされ、子の親族又は検察官に親権喪失宣告の申立権を付与しているが、ここでは、児童福祉法第33条の6の規定により児童相談所長が申立てを行うことを想定している。

② 申立ての対象となる家庭裁判所

親権喪失宣告の対象となる親権者の住所地の家庭裁判所に申立てを行う。

③ 親権喪失宣告の申立て

親権喪失宣告は、親権者がその親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときに行うことができるものであり、申立書に記載する事項は次のとおりである。

ア 申立書の記載事項

(ア) 申立人（児童相談所長）の氏名、職名、児童相談所の所在地、連絡時に用いる電話番号

(イ) 事件本人（親権を行う者）の本籍、住所、氏名、生年月日

(ウ) 児童の本籍、住所、氏名、生年月日

(エ) 申立ての趣旨

事件本人である親権者の親権喪失宣告の審判を求める旨を記載する。

(オ) 申立ての実情

（児童と事件本人との親権の関係）

児童が事件本人の親権に服している旨や、児童が実子であること等の事件本人が親権を有する事由を記載する。

（疾患と医療拒否の状況）

児童に対して医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、必要な医療を受けさせることを拒否し、児童の福祉を害するに至っている具体的な実情の詳細を記載して、事件本人が親権を濫用し、又は著しく不行跡であることを明らかにする。

イ 添付書類

次の（ア）から（カ）に掲げる資料を添付する。なお、医師の意見書等の添付書類については、申立てを受けた家庭裁判所の指示に従って、適切に対応する。

（ア） 事件本人及び児童の戸籍謄本並びに住民票の写し

（イ） 児童相談記録その他の調査記録

（ウ） 関係者の陳述書

（エ） 医師の意見書（別紙様式例参照）

（オ） 疾患や治療方法などについての内容を明確にするための医学書等の写し

（カ） その他申立書の内容を補完する資料 など

(2) 保全処分としての親権者の職務執行停止・職務代行者選任の申立て

親権喪失宣告を申し立てた場合に、これを本案として、本案の審判の効力が生じるまでの間、親権者の親権を停止するとともに、職務代行者を選任し、当該代行者により親権を行使する審判前の保全処分を申し立てることができる。

① 申立権者

本案の申立人である児童相談所長が申立人となる。

② 申立ての対象となる家庭裁判所

本案と同一の家庭裁判所に申立てを行うものとされている。

③ 職務執行停止・職務代行者選任の申立て

保全処分として、標記を申し立てる場合、本案審判が認容される蓋然性が高く、保全処分の必要があることについて疎明する必要があり、申立書に記載する事項等は次のとおりである。なお、当該事案に関しては、適宜、家庭裁判所に対して事案の経過などについての状況報告を行うなど、適切に連携を図ることが望ましい。

ア 申立書の記載事項

(ア) 本案審判事件

本案である親権喪失宣告の審判申立事件を記載する。

(イ) 求める保全処分

上記本案審判事件の審判確定まで、児童の親権者である事件本人について、親権者としての職務執行を停止し、その代行者として候補者を選任する審判を求める旨を記載する。

(ウ) 保全処分を求める事由

(当事者)

申立人、事件本人、児童について記載し、児童が実子であること等の事件本人が親権を有する事由を記載する。

(職務代行者の候補者)

候補者を記載する。なお、候補者としては、当事者以外の親族や弁護士等が想定されるものである。

(本案認容の蓋然性)

本案が認容される蓋然性が高い旨の説明として、児童に対して医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、必要な医療を受けさせることを拒否し、児童の福祉を害するに至っている具体的な実情の詳細を記載して、事件本人が親権を濫用し、又は著しく不行跡であることを明らかにする。

(保全の必要性)

児童に医療を受けさせる必要性が高いものの、親権者が医療を受けさせず、一方で、本案の審判確定を待つ時間的余裕もない旨など、保全処分の必要がある旨を端的に記載する。

イ 添付書類

次の(ア)から(キ)に掲げる資料を添付する。医師の意見書等については、

親権喪失宣告の申立ての添付資料と同様であり、申立てを受けた家庭裁判所の指示に従って、適切に対応する。

- (ア) 事件本人及び候補者の戸籍謄本並びに住民票の写し
- (イ) 児童相談記録その他の調査記録
- (ウ) 関係者の陳述書
- (エ) 職務代行者の承諾書
- (オ) 医師の意見書（別紙様式例参照）
- (カ) 疾患や治療方法などについての内容を明確にするための医学書等の写し
- (キ) その他申立書の内容を補完する資料 など

3 医療が実施された後の対応

保全処分の対象となる医療行為が終了し、事件本人である保護者が親権を行使するとともに、職務代行者による親権の行使が行われなくても支障がないと認められる場合には、親権喪失宣告の申立てを取り下げることとするなど、適切に対応する。

医師の意見書様式例

意見書

患者氏名	
年齢・性別	年　月　日生 (　歳　　か月) 男・女
疾患名 (注 1)	
現在の問題点 (注 2)	
今回、必要な医療行為の内容 (注 3)	
予測される効果 (注 4)	
当該行為を行わなかつた場合に予測される結果 (注 5)	
その他特記事項	
記載日： 年　月　日	
医療機関名： _____ 主治医名（自筆）： _____	

(注 1) 略語は不可。

(注 2) 箇条書き等簡潔に記載すること。

(注 3) 手術術式、投与薬剤名などを記載すること。

(注 4) 当該医療行為によって改善される点を具体的に記載すること。

(注 5) 治療しない場合の自然歴、死亡や重大な後遺症が起きる理由などを記載すること。

(参考)

「医療ネグレクト」により、親権喪失宣告の請求をし、保全処分の申立てを行った事例について

1. 事例1

- 出生児に心臓疾患（ファロー四徴症）の診断を受けるも、実父母の判断で自主的に退院。実父母は、児童が2歳の時、保育所に児童がファロー四徴症であることを隠して入所させる。保育所において、当該児童にチアノーゼなどの症状が見られたことから、保育所からA県保健所に通報。保健所において発達発育健診受診後、保健所の付き添いで医療機関において受診を受ける。
- 医療機関において、ファロー四徴症との診断を受け「手術をしないと生命に危険が及ぶ」と診断されたが、実母が子どもの体に傷をつけたくないという理由から手術を拒否。
- 保健所から児童相談所へ児童虐待に係る通告。医療機関に一時保護委託をしながら、B家庭裁判所に対して児童相談所長による親権喪失宣告の申立て及び保全処分の申立てを実施。1か月後、保全処分が認容され、児童相談所長を職務代行者として選任し、手術を実施。

2. 事例2

- 出生時に心臓疾患（完全大血管転位症）との診断を受けるも、実父母が宗教上の理由から手術を拒否。児童が低酸素症になっており、このままであれば、合併症として、過粘度症候群、喀血、腎機能障害などが予想されると医療機関から児童相談所に通告。
- 児童相談所の職員が両親に対して、手術の説得に当たるが同意が得られず、C家庭裁判所に対して児童相談所長による親権喪失宣告の申立て及び保全処分の申立てを実施。
- 1週間後、保全処分が許容され、児童相談所長を職務代行者として選任し、手術を実施。